

平成30年第5回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成30年5月28日（月） 14時16分開会
16時22分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

七夕 利久

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鶴本 八郎
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
学校給食センター所長	外菌 満
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
学校教育課主幹兼係長	内村 喜代志

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 議案第30号 指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
- ・ 日程第2 議案第31号 指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
- ・ 日程第3 議案第32号 指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の制定について
- ・ 日程第4 議案第33号 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について

- ・ 日程第5 議案第34号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について
 - ・ 日程第6 議案第35号 柳田小学校プール移設工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第7 議案第36号 山川中学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第8 議案第37号 指宿商業高等学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第9 議案第38号 指宿市望ましい学校づくり調整会議委員の委嘱について
 - ・ 日程第10 議案第39号 指宿市スポーツ推進審議会委員の任命について
 - ・ 日程第11 議案第40号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - ・ 日程第12 報告第3号 指宿市教育支援委員会委員の委嘱について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成30年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、七夕委員が欠席しておりますが、定数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成30年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を藤井委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

4月26日に、南薩地区の教育長会がございました。今年は、中学校の道徳の教科書を採択する年になっておりまして、同じ日に第1回中学校教科用図書採択協議会を、ふれあいかせだ研修室で行いました。本年度の採択協議会の事務局は、南九州市の教育委員会となります。併せてその日は、第1回南薩地区小・中学校及び義務教育学校長研修会が行われました。

4番目になりますが、臨時的任用教職員宣誓式を市民会館で行いました。新しく転入してこられた先生方については、宣誓式を実施してございましたけれど、臨時的任用職員、期限付任用職員等の宣誓式が、これまで行われておりませんでしたので、やはり気持ちを新たにもっていただくということも含めて、本年度新たに宣誓式を行ったところです。

それから、4月29日はアロハ健幸ウォーク&アロハ宣言が、今年は、なのはな館広場及び周辺道路で行われたところです。

7番目ですが、校区公民館長の辞令交付式を行いました。普通なら、4月1日付でお願いするところですが、この校区公民館長につきましては、なかなか地域からの推薦も難しく、自公連の会長さんが兼務するなど色々な事情がございまして、この時期に館長の辞令交付ができたところです。

8番目のITPいぶすきたまてばこプロジェクト推進委員会。今年で3年目になりますが、その推進委員が決定しましたので、推進委員会を開催したところです。別資料で、両面刷りの資料がありますが、ITPいぶすきたまてばこプロジェクト実施要項ということで、小学校5名、中学校5名の先生方、教頭先生方に世話役としてお願いをして、1年間、授業づくり等の研究をしていただいて、実際、授業をつくったその計画に基づいて、授業を公開してもらおう。市内の先生方の授業力アップを狙ったものでございます。資料の裏面に、計画がございまして、下の方に推進委員として小学校の先生方、中学校の先生方と、それぞれ学校から5名ずつお願いをしております。世話役につきましても、利永小学校の松山教頭と、西指宿中学校の石神教頭を世話役として、研究を進めていただくこととなります。この事業は、附属小学校、附属中学校との連携もとっておりまして、それぞれのご指導もいただきながら、研究を進める体制をつくっているところです。

9番目になりますが、当初申告の校長面談を5月8日・9日・10日の3日間行いました。これは、人事評価記録書の説明をいただく面談でございまして、学校では先生方が1年間、学校経営目標を達成するために、このように取り組んでいきますという自己申告をしていただいて、その結果を評価していく仕組みでございまして、人事評価の内容としては、業績評価と能力評価。そして、その結果の評価は、先生方の給与に反映してまいります。今のところ、校長・教頭という管理職の結果だけが、給与に反映しておりますが、将来的には教諭の先生方もそうなるのかなと思っております。

11番目ですが、学校運営協議会委員委嘱状交付式及び新任研修会を、大会議室で行ったところです。

12番目ですが、全国の都市教育長協議会総会が、5月17日・18日に岩手県一関市で行われました。定期総会ですが、研究大会ということで、全国のブロックから色々な事例発表等もしていただきました。また、文部科学省からは国の施策・事業等の説明が行われたところです。学習指導要領が改訂されたことに対しまして、新しい指導要領の考え方や進め方等の説明と、今日的な課題として、やはり児童・生徒数の減少ということに、どう対応するかということで、学校再編等の状況等についても説明をいただきました。

最後の13番目になりますが、中学校の弁論大会・英語のスピーチコンテストを昨年度から開催しております。子どもたちが、自分の考えをきちんと自己主張する。または、英語学習が停滞している、成績が悪いというのは全国学力検査等でも出ておりますので、中学校2年生を対象にした大会を昨年度から開いているところでございます。その準備のための担当者会を開催しました。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の日程1から日程4については、公開で、日程5から日程12については、市議会提出前の議案、及び人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、日程第1議案第30号指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1議案第30号指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により議決を求めるものであります。本案は、平成30年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額の変更に伴う増額変更であります。

4 ページの新旧対照表をご覧ください。別表第1は、幼稚園に就園している園児が1人以上いる世帯の補助限度額の表であります。市町村民税所得割額が77,100円以下の階層区分3の第1子は、補助限度額139,200円を187,200円に、第2子は、補助限度額223,000円を247,000円に改正するものであります。

5 ページの別表第2は、小学校以上に兄又は姉がいる園児に係る補助限度額の表であります。市町村民税所得割額が77,100円以下の階層区分3の第2子は、補助限度額223,000円を247,000円に改正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

国の改定によって、補助金額が増額した、それに伴っての改正ということですか。

(下吉部長)

そういうことになります。

(西職務代理者)

実質的な保護者の負担というのは、どういう形になりますか。

(内村主幹兼係長)

指宿市の私立幼稚園が、全て福祉のほうの認定こども園に変わったので、指宿市には該当の幼稚園はございませんが、指宿市外で、まだ認定こども園に移っていない私立幼稚園がある場合に、この制度を適用するということになります。保護者の負担は変わらないのですが、後もって、その部分を限度額でお返しをする制度になります。その限度額が今回上がり、保護者の負担が減ってくるということでございます。

(西森教育長)

認定こども園に通園している子どもさんについては、適用されないということですか。

(内村主幹兼係長)

認定こども園につきましては、福祉のほうで同じような制度があり、そちらの方の対応となります。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1議案第30号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1議案第30号については、提案のとおり可決することいたします。

(西森教育長)

次に、日程第2議案第31号指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第2議案第31号指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをお開きください。

指宿市民会館整備基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、平成27年度に策定された指宿市民会館整備基本構想・基本計画に基づき、指宿市民会館建設に必要な整備基本設計・実施設計業務委託業者を公募型プロポーザル方式で選定するための審査委員会の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

主な内容についてご説明いたしますので7ページをお開きください。

まず、第1条では、委員会設置の目的を定めております。次に第2条では、所掌事務について定めております。第1号では、提出された書類の評価及び審査を、第2号ではヒアリングにおける評価、審査及び設計者の選定について、調査審議し、その経過及び審議結果を教育委員会及び市長に報告することとしております。次に第3条では、審査委員会は、委員10人以内で組織し、有識者及び市職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命することとしております。次に第4条では、委員の任期は委嘱又は任命した日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとしております。

8ページをお開きください。

第5条では、委員長及び副委員長について定めており、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定めることとしております。第6条において、審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとしております。第7条で、意見等の聴取について定めており、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことがあるとしております。第8条は、秘密の保持について定めております。第9条は、審議結果の公表等について定めており、審査委員会は、非公開とし、審議の結果は、設計者を選

定した後に公表することとしております。また、審査委員名については、設計者の決定を終えるまで一切公表しないものとしております。第10条において、審査委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理することとしております。

なお、附則において、この告示は平成30年6月1日から施行するとしており、最初に開催する審査委員会は、教育委員会が招集することとしております。審査委員につきましては、この要綱が議決をされた後、関係のある市職員及び学識有識者に対し審査委員の承諾を頂き委嘱又は任命を行い、6月の定例教育委員会において報告させていただくこととしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

公募型プロポーザルについての説明をお願いします。

(野元課長)

今回、基本設計と実施設計の作成をいたしますが、その設計について業者のほうから提案をしていただいて、その提案の内容を、この審査会において、基本構想と基本計画を定めました、そういった部分も含めまして、より指宿市にあった市民会館というものはどういうものなのかというのを決めていただく。その業者について、一般に公募しようというものでございます。

(西森教育長)

公募型というのが前に付いておりますので、提案をいただくということです。

(別府委員)

第3条のところですが、審査委員の10人は教育委員会が委嘱又は任命。第9条では、審査委員会は非公開となっておりますが、これはどういうことでしょうか。

(野元課長)

審査委員会の会議については、非公開という形です。

(西森教育長)

市のこういう施設をつくる時には、公募型プロポーザル方式で取り組むと。その設置要綱を審議していただいているところですが、この設置要綱については、市長部局等の設置要項と大体揃えてあるということです。

(野元課長)

公募型プロポーザルの審査委員会の要綱につきましては、市全体の部分が定めておられまして、それに基づいて、個々について要綱を制定するというふうになっておりますので、その市で定められた要綱に準拠した形で、今回、定めているということになります。

(西森教育長)

今回の議案では、この設置要綱について審議していただいておりますが、この設置要綱の議決がなされたら、設置要綱に沿って委員を選出し、次の定例教育委員会ではご報告をさせていただきたいということも含めての提案でございます。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2議案第31号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第2議案第31号については、提案のとおり可決することいたします。

(西森教育長)

次に、日程第3議案第32号指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第3議案第32号指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の10ページをお開きください。

指宿市地域青少年体験事業補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、平成29年度に試行として実施した地域青少年体験事業補助について、今年度以降は要綱を制定、告示し実施したいため、必要な事項を定めるものであります。

主な内容についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

それでは、要綱に定める内容をご説明いたします。まず、第1条では、本補助事業の趣旨について定めております。次に、第2条では、用語の定義について定めております。第1号においては、校区の定義について、第2号においては、区及び地区の定義について、第3号においては、校区自治公民館連絡協議会の定義について、第4号においては、青少年の定義について、第5号においては、体験事業の定義について定めております。

12ページをお開きください。

次に、第3条では、対象となる団体について、第1号から第4号において定めております。次に、第4条では、対象となる事業について定めております。第1号には地域塾型、第2号に

はふるさと探検・親子ふれあい体験型の定義を定めております。次に、第5条では、事業形態について定めております。本補助事業の対象となる事業は、当該事業に参加する青少年の数が10名以上で、概ね6時間以上の活動を行う事業とすると定めております。次に、第6条では、補助金交付の対象となる経費について定めております。次に、第7条では、補助金額等について定めております。

13ページをご覧ください。

次に、第8条では、補助金交付等の手続きについて定めております。本補助事業の補助金交付等に関する手続は、指宿市補助金等交付規則に基づき行うことと定めております。次に、第9条では、補助事業の遂行について定めております。次に、第10条では、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還について定めております。次に、第11条では、その他について定めております。この告示に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は教育長が定めるとしてあります。なお、附則において、この告示を平成30年6月1日から施行するとしてあります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

第7条の補助金額のところで、参加人数によって3万円、6万円、10万円という形で限度額が定められていると思うのですが、この限度額の出し方というのは、どういうのを基に出したものののでしょうか。

(野元課長)

昨年、モデル的に実施をさせていただいたのですが、そういった中でよく使われているのが、3万円程度で収まっていて、人数が多い場合は5～6万円というような実績があったところでした。そういったことも含めて、今回、20人未満については3万円、20人以上40人未満であれば6万円、規模が大きい場合もありますので、40人以上については10万円程度で、補助としては大丈夫なのかなというふうに思っているところです。

(西職務代理者)

同じく第7条の4ですが、一会計年度において交付する補助金の回数は、1補助事業者につき1回を限度とするということですが、例えば、継続してやりたいとした場合、毎年、申請をしたら認められるということでしょうか。何かしたいとなった時、申請をしても駄目ですということもあるのか、先着順なのか、どういう形でお金を出していただけるのか教えてください。

(野元課長)

一つの会計年度ですので、今年度であれば、1団体1回限りという形になります。来年度、

継続してやりたいということであれば、その時点で申請していただければ、またこちらで審査をして、決定すれば補助金として出せますという形になるかと思えます。一年度に1団体となっているのは、市内全域におきまして公平にやりたいということもありまして、各団体は一年度において、1回限りということを考えてところです。後、先着順なのかということにつきましては、市の予算があり、その予算の範囲内で支給する形になります。当然そうなってくると、早い順番にやっていくということになるかと思えます。

(西森教育長)

予算の範囲内ですので、予算に達したら、ご遠慮いただくこともあるかと思えます。

(西職務代理者)

ちなみに、予算はいくらぐらいあるのでしょうか。

(野元課長)

今年度が77万円程度だったかと思えます。

(西森教育長)

昨年度は要綱を定めないうで、この事業を実施しました。そうすると、昨年度の補助金の実績、何団体にいくらというのが分かりますか。

(野元課長)

昨年度が5団体となっておりまして、実績額では20万円でした。ですので、先ほども申し上げましたが、大体3万円から5～6万円に推移している状況です。

(西森教育長)

今回、この要綱を設置することによって、市民に周知徹底を図って、事業を増やしていく。そういう意味で、要綱をきちんと定めたいということです。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3議案第32号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3議案第32号については、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に日程第4議案第33号指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第4議案第33号指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の14ページをお開きください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めらるるものであります。本案は、要綱の制定から3年経過し、これまでの実績等を踏まえ、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、同年開催の燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会を見据え、今後、更なるスポーツ・文化の振興を図るため、この要綱の所要の改正をしようとするものであります。

15ページをお開きください。

今回の改正は、改正を2段階に分けていたしております。15ページから23ページが第1条の改正内容であります。

24ページをお開きください。

24ページが第2条の改正内容であります。まず、改正条文第1条の主な内容につきましては、九州大会以上の大会に出場する場合は、出場者の栄誉を讃えるとともに、スポーツ・文化活動に対する市民の意識の高揚を図るため賞賜金を交付することとし、また、団体等が各種事業等を行う際の補助金の補助率を現行の2分の1から、3分の2に改正しようとするものであります。

それでは、改正条文第1条の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので25ページをお開きください。

第2条、対象事業の改正につきましては、対象事業として文化振興対策に関する事業を加え、基金を処分して充てる事業費として、全国大会等への出場に対する賞賜金を加えるのが主なものであります。

26ページをお開きください。

現行の第4条以下を1条ずつ繰り下げて、新たに第4条として、賞賜金の申請手続等を規定したところであります。

次に28ページをお開きください。

別表第1につきましては、これまで、基金の対象事業の内容、補助金の額を規定しておりましたが、これを改正しようとするものであります。まず、事業部門、1、スポーツ部門の事業種別、(1) スポーツ競技力向上対策に新たな事業として、ア、全国大会等出場賞賜金交付事業を加え、九州大会に出場する選手1人につき5千円、全国大会に出場する選手1人につき1万円を交付しようとするものであります。

次に、イ、オリンピック等出場賞賜金交付事業を新たに加え、オリンピック・パラリンピック・世界規模の大会に出場する選手1人につき10万円、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に出場する選手1人につき2万円を交付しようとするものであります。

次に、改正案の事業名、ウ、スポーツ選手活動助成事業から、オ、外部指導者招へい助成事業の補助金等額について、これまで内規で定めていたものを、要綱で規定しようとするものであります。

次に29ページをご覧ください。

改正案の事業名、カ、につきましては、新たに外部指導者招へいに係る全国大会等出場旅費助成事業を加えるもので、当該外部指導者が指導する運動部が九州大会以上の大会に出場する場合には、外部指導者に係る旅費の3分の2を助成しようとするものであります。次に、同じく改正案の、キ、その他スポーツ競技力向上対策費助成事業につきましては、現行の補助率2分の1を3分の2に改正しようとするものであります。

次に、改正案の事業種別（2）スポーツの普及及び指導者の育成から、30ページの（4）その他スポーツの振興につきましても、同様に補助率を2分の1から3分の2に改正しようとするものであります。改正案の事業部門2、文化部門、事業種別（1）文化活動技量向上対策に新たな事業として、ア、全国大会等出場賞賜金交付事業を加えるもので、賞賜金の金額等はスポーツ部門と同様に規定しようとするものであります。次に、改正案の事業名、イ、文化活動強化助成事業及びウ、外部指導者招へい助成事業につきましては、これまで内規で規定していたものを、要綱で規定しようとするものであります。

次に31ページをご覧ください。

改正案の事業名、エ、文化技量強化合宿等旅費助成事業は、現行の児童又は生徒を、本市の小・中学校、高等学校の児童若しくは生徒又は団体に改正するとともに、補助金額について、これまで内規で規定していたものを、要綱で規定しようとするものであります。次に、事業種別（2）文化の普及、事業名、講習会・教室等開催費助成事業の補助率を現行の2分の1から3分の2に改正しようとするものであります。次に、事業種別（3）文化振興対策、事業名、文化振興費助成事業を新たに加えるもので、本市の小・中学校、高等学校の児童、又は生徒の文化振興を図るために市内で行う事業で、特に市長が認める事業を行う場合において、当該団体等に補助金を交付する事業であります。この補助率も3分の2にしようとするものであります。

それでは、前に戻りまして24ページをお開きください。

改正条文第2条の規定であります。別表第1中3分の2を2分の1に改めるとしており、これにつきましては、先ほど説明しました補助金の補助率を再度3分の2から2分の1に戻そうとするものであります。なお、附則において、この告示中第1条の規定は、平成30年6月1日から、第2条の規定につきましては、平成33年4月1日から施行することとしております。また、経過措置として、第1条の規定による改正後の要綱は、本年4月1日以降の事業から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

市のスポーツ・文化振興基金が3年を過ぎたところで、少し見直しをして、新たに賞賜金を設定する。文化面で対象を広げる、そういうような改正でございます。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。スポーツ振興課のほうで、何か説明をお願いします。

(今村課長)

まず、賞賜金の取り扱いについてですが、これまで全国大会、九州大会に出場する際は、現行では旅費の補助でございました。従いまして、例えば、国民体育大会に出る場合は、県から旅費が出るので、指宿市としては、何も助成ができなかったのが現状でございます。今回、旅費補助を賞賜金と改めまして、内容のとおり、出場することで今後の指宿市のスポーツ振興に寄与すること。それから、国体・オリンピックに向けて、市民の意識向上を図ることを目的に、栄誉を称えて、お祝い金という形で差し上げたいということでございます。

それに併せまして、オリンピック等の世界大会に出る場合は10万円、国民体育大会に出る場合は2万円と、そういうものを新たに設けました。全国大会出場の賞賜金につきましては、これまで5千円と1万円の旅費補助でございましたので、額的には変わりません。ただ、国体とオリンピック等の世界大会が増えたということでございます。

(西森教育長)

これまで、旅費という形で支給していたもの。旅費については、県や国から支給される事例もあります。市としては名誉なことなので、賞賜金という形で励ましをしていきたいということです。

文化関係で、対象事業が拡大したところの説明をお願いします。

(中摩参事)

文化につきましては、文化振興助成事業というのを増やしたところでございます。本市の小・中学校、高等学校の児童・生徒の文化振興を図るため、市内で行う行事、市長が認めるものについて、補助金の交付をする。具体例で申し上げますと、3月10日に指宿市内の小・中学校及び旧揖宿郡の中学校の吹奏楽部、合計5校が集まって、スプリングコンサートというのを行いました。その吹奏楽部の生徒の皆さんが、ユースウィンドバンドという名前で、合計69名編成のバンドをつくって、市民会館でコンサートを行ったところでございます。

そのような地域の児童・生徒の発表活動については、従来、スポーツ部門については、そういう大会を開く等の事業がございましたけれども、文化部門につきましては、その事業メニューがなかったところでございます。今後も、そういった児童・生徒が、地域で文化振興を図る目的で、事業等を実施する内容について、補助金の交付ができる必要があるのではないかとことから、今回、文化振興助成事業を加えたところでございます。

(西森教育長)

新たな事業等が増えてきていることを、支援していこうという、前向きな体制でもあるのかなと思います。

(西職務代理者)

今は、基金がいくらあるのか、昨年の実績があれば教えてください。それから、24ページの第2条に書いてある、別表第1中3分の2を2分の1に改めるという所を、もう一度説明していただけますか。

(今村課長)

まず、実績でございますが、平成27年度に一般財源の1,000万円を原資として、基金をつくりました。その後、寄付金等が平成29年度までで318万円ほどで、今年は100万円の寄付が1件ありましたので、現在は411万円ほどの累計で寄付金を頂いております。一方、支出のほうはスポーツ部門が31件で243万5千円。それから、文化部門が8件で14万5千円。合計で、258万円ほど交付しております。差し引きは現在、1,155万円ほどの基金を持っているところでございます。

3分の2を2分の1にという点ですが、指宿市の補助金等の評価基準というのがございまして、補助金については、原則2分の1となっております。これを国民体育大会・オリンピックに向けて、その間だけでも3分の2の補助金に改めまして、スポーツ・文化振興に充てようということでございます。この24ページの別表第1中3分の2を2分の1に改めるというのは、国体・オリンピックが終わった年に、3分の2を2分の1に、もう1回元に戻すという改正で、3分の2は今後3年間という取扱いとなります。

(西職務代理者)

分かりました。平成33年から元に戻すということですね。

(西森教育長)

基金としては1,000万円から始まったわけですが、その後、寄付等がございまして、今の出し入れの状況ではプラスになって、赤字にはなっていないという状態です。活用をもう少ししていただいたらということで、収支を考えております。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4議案第33号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第4議案第33号については、提案のとおり可決することいたします。

議 事（非公開）

- 日程第5 議案第34号「平成30年度指宿市一般会計補正予算（第2号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について」・・・原案同意
- 日程第6 議案第35号「柳田小学校プール移設工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について」・・・原案同意
- 日程第7 議案第36号「山川中学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について」・・・原案同意
- 日程第8 議案第37号「指宿商業高等学校体育館大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について」・・・原案同意
- 日程第9 議案第38号「指宿市望ましい学校づくり調整会議委員の委嘱について」・・・原案可決
- 日程第10 議案第39号「指宿市スポーツ推進審議会委員の任命について」・・・原案可決
- 日程第11 議案第40号「指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」・・・原案可決
- 日程第12 報告第3号「指宿市教育支援委員会委員の委嘱について」

8 その他

（西森教育長）

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

（西職務代理者）

私は、地域の婦人会の役員を受けている関係で、この前、校区公民館の運営委員会に出席してきました。その中で、いくつかお話が出たもので、それを社会教育課のほうにお尋ねしたいと思います。

まず、今年度からというお話でしたが、社会教育課の方が、校区公民館の運営委員会に出席されないと。色々な理由を聞いてはいるけれど、なかなか納得できていない。会議自体は年2回という形なのですが、こういう会議に出席しないということは、会議で出たこととのフィードバックや、疑問に対する解決策等の指導助言はしてくれないのか、というお話があったことが1つ。

それから、色々な状況でされるということですが、校区公民館長さんとして任命を受けるのですが、その公民館長さんと主事さんの関係性についても、少し疑問があると。公民館長の

に、主事さんたちに主導されて動いているような感じを受ける、という意見もありました。主事さんは一生懸命してくださっていると思うのですが、そういうお声もありました。

後もう1つ、これは以前の話のようなのですが、わくわく塾のような行事を行おうと思った時に、打ち切られたことを非常に不満に思っておられました。補助金も貰えなかったとか、打ち切られてしまった、という感じで話されていたので、私も社会教育課に行ってお尋ねをして、中身については、私なりには理解したつもりでいます。しかし、この校区公民館長さん方が自分たちの中で、社会教育課との関係がどういう形なのだというのが、きちんと理解しきれていないのではないかなと思いました。社会教育課はどのような形で、校区公民館長さんや、校区公民館の運営をしていこうと思っていられるのか、お話をいただければと思います。

(野元課長)

まず、以前は職員が出席をしていたのですが、今年度からは校区公民館の運営委員会に、社会教育課の職員が出席していないことについてです。校区公民館の運営というのは、館長さんがいて、その下に主事さんがいるという形で、その校区の公民館活動を、館長さんを主体にして運営していきます。館長さんというのは、そういう立場であるので、そういう主体性をまず持っていただきたいというのもあり、今回、社会教育課の職員は出席をしていない形をとっております。館長さんが、それぞれの委員の方々に通知を出して、集まっていたら、今年度の公民館活動については、どのような形で進めていきたいと思います、という話になっていくと思います。

そこでの運営の仕方については、主事さんに対しては月1回、研修会がありますので、その都度、社会教育課の意向を主事さんのほうにはお伝えしております。その意向を受けて、主事さんが、その校区に合った公民館活動というものを、運営委員会の中で話をさせていただくという形になっております。今までは、オブザーバーという形で職員も出席していたと思うのですが、まずは、主事さんと館長さんで色々と話をさせていただきたい。校区公民館の館長さんは、自治公民館の館長さんがほとんどで、公民館に常時いないという場合もあるのですが、そこは館長さんと主事さんで連携をとって、運営していただきたいと、そこで疑義が発生した時には、社会教育課にお尋ねしていただければと思っております。社会教育課の職員が出席することで、主事さんが職員に事業を任せってしまうこと等がないよう、主事さんを育てたいという思いから、そういう形をとっていますが、職員としても、主事さんと連携をとってフォローアップしながら、校区公民館運営は実施させていただきたいと思っております。

それから、公民館長さんと主事さんの関係についてですが、当然、館長さんがいて、その監督のもとで動いていただくのが主事さんとなります。こちらから、主事さんに対して指示を出していくことについては、月1回の研修会で、色々な連絡事項等をさせていただいているのですが、そこを主事さんが館長さんに話をされているのかなとは思っておりますが、館長さんが知らなければならない事項については、直接、社会教育課から通知を出すなり、連絡をするなりの体制をすぐに対応していきたいと思っております。

また、青少年の体験活動については、市としては、ふるさと探検隊や元気塾などの事業を行っていたのですが、その事業に関しては、市全体でするものですから、参加する児童・生徒に偏りが出たり、以前は100人近い参加者がいたのですが、最近では人数が50から60人と減ってき

たりしたものですから、校区のほうで行っていただきたいということもありました。校区には、青少年育成推進員がおりますので、その青少年育成推進員、校区の公民館の館長さん、主事さん、そういう方々が主体となって、青少年の体験活動の運営をしていただければということで、今回また、補助金の創設もいたしましたので、そういった部分を活用していただきたいと思っております。

(西職務代理者)

社会教育課としては、主事さんたちに色々とお話をされて、それを通じて館長さんへということで、それも大事だとは思いますが、まずは館長さんという形で行ってほしいと思います。

それから、もう1つありまして、校区公民館運営に対して社会教育課が行おうとしていることは、一貫性という視点では疑問があるという話を聞いたのですが、国や県などの色々な方針があり、市の方針があって、今年度はこれをお願いします、という形になっているところについて、毎年変わってくる、という捉え方をしていらっしゃるのか分かりませんが、そんなニュアンスで聞こえてきました。そこについては、どういう形で行おうとしているのですか。

(野元課長)

社会教育については、家庭教育から始まって青少年教育、高齢者教育という形で、様々な分野で事業を行っているのですが、そういった事業がたくさんある中で、おそらく、校区の青少年育成会議での話だと思うのですが、その中に各校区で取り組んでいただきたいという重点項目を、5項目くらいお知らせしてあります。その5項目の中から、地域に合ったテーマを選んでいただいて、会議を進めていただきたいという部分がありました。5つの項目がありますので、例えば、今年は家庭教育について話し合いをしていきましょう、次の年には青少年の関係関連について進めていきましょうとか、そういう部分で、1年ごとに変わってくるので、そういったところが、一貫性がないと捉えているのかもしれませんが、例えば、1年だけではなく、2～3年という形で、その地域に合った課題、そういった部分をどうやって解決すればいいのか、と話を進めていってもらえればいいのかと思います。

(中摩参事)

各条例公民館、校区公民館長さんとのコミュニケーションの話ですが、公民館長さんについては、集落長さんの中から選ばれ、校区によっては、1～2年で変わられる館長さんもいらっしゃいます。そういったこともありまして、校区公民館長の研修会を、例年は就任された段階で5月に開催しておりましたが、年に3回くらいしてほしいという要請がありまして、昨年度は3回行ったところですが、そういった情報交換会をし、各校区公民館での活動上の要望等も汲んでいくというのを、すでに心がけ始めているところではあります。

先ほどの一貫性に疑問があるということにつきましても、おそらく校区育成会議の運営の仕方についても、学校の授業型で司会者がいて、皆さんがいて、一切発言がないということから、ここ2年間はテーブルワークを使って、それぞれの意見を集めるという形にしております。最初は、反発が強かった校区もございましたが、軌道に乗って、皆さんが意見を出し合える環境

ができたところです。また、その後は主事さんだけではなく、校区の青少年育成推進員が主体となって、司会をしたりという形が定着してきたので、今度はその中でできるように、主事さんたちについても育成を進めていきたいというお話もしました。

館長さんによっては、意見がやはり違いまして、ベテランの館長さんの中には、そういうふうにするべきだ、とおっしゃる館長さんもいらっしゃいます。逆に、頻繁に変わられる館長さんだと、どういう意味がよく分からないということで、西委員がおっしゃったように、主事が主導しているような形になっている場合もございます。ですので、その辺の調整や、意見交換の機会を増やす形で、調整する必要があると思ったところでございます。

(西職務代理者)

せっかく館長さんを受けてくださっているし、主事さんも、どちらも一生懸命してくださっていますが、まずは館長さんのほうには、よく話をさせていただいて、誤解が生まれないような形で、運営ができていければいいなと思ったところです。

(西森教育長)

貴重な地域のご意見を届けていただいたところですが、やはり所管する課で、丁寧に説明してあげるのが大事かなと思います。館長と主事さんの関係は条例規則の中に書いてあり、館長は職員を監督するということになっているわけです。それから、校区公民館長は、中央公民館の館長の指導助言を受けるとなっていますので、中央公民館の下に、校区公民館があります。社会教育課と校区公民館は、組織上は直接の関係にはないのです。中央公民館の館長は、社会教育課長が兼ねているので、社会教育課がということになるのかもしれませんが、組織上で見ると、社会教育課の職員が校区公民館に出て行って、指導しなければならないということではない。しかし、社会教育の充実ということから考えると、やはり校区からの要請があれば、社会教育課の職員も出て行っていただきと思います。

校区公民館は、中央公民館長の指導助言をいただきながら、校区公民館を運営する。そうすると、校区の館長さんが責任をもって運営していくために、校区では、それぞれの関係者を集めた運営委員会を開催する。その運営委員会は、校区の館長さんがメンバーを招集して、開催するものであるので、必ずしも社会教育課の職員が行かなければならないという縛りはないわけです。そこらへんが少し、山川地域と旧指宿地域ではシステムが違ったところもあり、十分に理解できていない部分もあるので、館長研修会や主事研修会等で、そこをきちんと指導していただければ、解決するのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

先ほど、望ましい学校づくりの調整会議の委員について、決定をいただきましたけれども、この調整会議の今後のスケジュールについて、説明をお願いします。

(中島室長)

日程調整を続けさせていただいているところですが、来月の6月15日に、指宿市望ましい学校づくり調整会議というものを開催させていただきます。先ほど、選定いたしました委員全員の出席を求めて、合同会議という形でさせていただきたいと考えているところでございます。その後、7月中に幼児・小学生・中学生の保護者を対象にした説明会を開催し、アンケートを

実施して、それらの結果をまとめまして、小学校区会議を開催するという形で考えております。

そこで、それぞれの小学校区のアンケート、住民説明会の状況等を踏まえたうえで、今後の進め方、望ましい学校づくりの取組について、さらなる協議を進めていっていいかの確認をさせていただきたいと、考えているところでございます。それに基づいて、最終的に教育委員会のほうで判断し、進め方について決定していく予定でございます。小学校区会議が8月～9月頃と想定しておりますので、その後について、そういった形で方向性を固めていきたいと考えているところです。

(西森教育長)

とりあえずは、第1回目の全体会を行いまして、委員の委嘱をしたり、今後の進め方等についてご意見をいただきながら、それぞれの小学校区の調整会議、中学校の進め方についてご意見をいただきたいと。実際、校区等の説明会の内容については、また次の定例教育委員会などでお示しして、委員の皆様方にお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成30年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。

